|  |  |
| --- | --- |
|  | *＜大会名＞**＜主催団体＞**＜期日＞**＜場所＞、＜国＞*レース公示（NoR） |
|  | [NP]の表記は、艇は、他艇の規則違反に対し抗議できないことを意味する。これは、規則60.1を変更している。 |
| **1** | **規則** |
| **1.1** | 本大会には『セーリング競技規則』に定義された規則が適用される。 |
| **1.2** | *<文書名＞は、＜場所＞で*入手できる*。* |
| **1.3** | [RRS *＜番号＞*を次のとおり変更する。*＜変更された規則内容＞*][*＜文章＞。*これはRRS *＜番号＞*を変更している。] |
| **1.4** | *＜クラスの名称＞*のクラス規則*＜番号＞*[は適用されない。][を次のとおり変更する。*＜記述＞*] |
| **1.5** | [海上における衝突の予防のための国際規則（IRPCAS）の航路権規則][*＜航路権に関する法規＞*][RRS付則RV『視界不良時における競技規則』]を、[*＜時刻＞*]から[*＜時刻＞*]までRRS第2章に代えて適用する。 |
| **1.6** | *＜各国連盟＞*の次の規程は適用されない。*＜リスト＞* |
| **1.7** | 適用される*＜各国連盟＞*の規程を、［以下に全文］[NoR付属文書*＜文書名＞*に］記載する。 |
| **1.8** | *＜各国連盟＞*規程は適用されない。 |
| **1.9** | [以下の][NoR付属文書*＜文書名＞*にある]英文の規程が適用される。 |
| **1.10** | *＜規則＞*に対する*＜各国連盟＞*規程は、次のとおり変更される。*＜変更の記述＞* |
| **1.11** | 言語間で矛盾が生じた場合には、英文が優先される。 |
| **1.12** | RRS 20が適用される場合、艇は、タックするルームが必要であること、または声かけに応じることを*＜伝達手段＞*によって示してもよい。 |
| **2** | **帆走指示書** |
| **2.1** | 帆走指示書は、*＜日付＞＜時刻＞*以降に*＜場所＞*で入手できる。 |
| **2.2** | 帆走指示書は、RRS付則S『標準帆走指示書』、および*＜場所＞*に設置された公式掲示板に掲示された補完の帆走指示から構成される。 |
| **3** | **コミュニケーション** |
| **3.1** | 公式掲示板は、＜*URL*＞に設置する。 |
| **3.2** | [DP] すべての艇は、*＜チャンネル＞*で通信可能なVHF無線機を所持しなければならない。 |
| **3.3** | レース委員会は、水上では競技者へVHF無線で連絡する。そのチャンネルはSIに記載する。 |
| **3.4** | [DP] [レース中][最初の予告信号からその日の最終レースまで]、緊急の場合を除き、艇は、音声やデータを送信してはならず、かつ、すべての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。 |
| **4** | **参加資格および申し込み** |
| **4.1** | 本大会は、[*＜要件＞*を満たす]*＜クラス名またはクラス名のリスト＞*クラスのすべての艇が参加できる。 |
| **4.2** | 本大会には、*ハンディキャップが＜最高、最低、範囲＞である、*有効な*＜ハンディキャップまたはレーティング・システム＞証書*を所持する艇が参加することができる。 |
| **4.3** | *＜ハンディキャップまたはレーティング・システム＞*は、*＜クラス＞*でレースする艇に適用される。 |
| **4.4** | クラス分け

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| *＜クラス１＞* | *＜クラスまたはレーティングもしくはハンディキャップ規則＞* | *＜ハンディキャップの範囲＞* |
| *＜クラス2＞* | *＜クラスまたはレーティングもしくはハンディキャップ規則＞* | *＜ハンディキャップの範囲＞* |

 |
| **4.5** | 参加資格のある艇は、添付の書式を完成させ、必要な参加料と共に*＜日付＞*までに*＜住所＞*へ送付することにより、参加申し込みをすることができる。 |
| **4.6** | 艇は、*＜URL＞にて*オンライン登録することにより、参加申し込みをすることができる。 |
| **4.7** | 本大会に参加申し込みをしたとみなされるためには、艇は、すべての登録要件を完了し、すべての参加料を支払わなくてはならない。 |
| **4.8** | レイト・エントリーは、次の条件で受け付けられる。*＜条件＞* |
| **4.9** | 艇数については、次の制限が適用される。*＜制限＞* |
| **5** | **参加料** |
| **5.1** | 参加料[*＜記載事項＞*を含む]は、以下のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| クラス | 早期参加料*＜日付＞*まで | 通常参加料 |
| *＜クラス1＞* | *＜参加料＞* | *＜参加料＞* |

 |
| **5.2** | その他の参加料は、以下のとおりとする。*＜記載事項＞＜料金＞* |
| **6** | **クルーの制限** |
| **6.1** | 以下のクルーの制限が適用される**。***＜要件＞* |
| **6.2** | 以下の『World Sailingセーラー規程』が適用される。（RRS 79参照）*＜要件＞* |
| **7** | **[DP] 広告** |
| **7.1** | 艇は、主催団体によって選択され、支給される広告を表示するよう要求[される][されることがある］。 |
| **7.2** | 主催団体は、『World Sailing広告規程』によって認められているとおり、ビブを支給し競技者に着用を要求することがある。 |
| **8** | **予選シリーズと決勝シリーズ** |
| **8.1** | 本大会は、予選シリーズと決勝シリーズから構成[される][されることがある］。 |
| **9** | **日程** |
| **9.1** | 登録

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日付 | 自： | 至： |
| *＜日付＞* | *＜時刻＞* | *＜時刻＞* |

 |
| **9.2** | 装備検査および大会計測日付と曜日*＜日付、曜日＞*自：*＜時刻＞* 至：*＜時刻＞* |
| **9.3** | レース日程

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日付 | *＜クラス＞* | *＜クラス＞* |
| *＜日付＞* | レース | レース |
| *＜日付＞* | レース | 予備日 |
| *＜日付＞* | 予備日 | レース |
| *＜日付＞* | レース | レース |

  |
| **9.4** | レース数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| クラス | レース数 | 1日あたりの予定レース数 | 1日あたりの最大レース数 |
| *＜クラス＞* | *レース数* | *レース数* | *レース数* |
| *＜クラス＞* | *レース数* | *レース数* | *レース数* |

 |
| **9.5** | [プラクティス・レース][[それぞれの日の]最初のレース]の予告信号の予定時刻は、*＜時刻＞*である。 |
| **9.6** | レースの予定された最終日には、*＜時刻＞*より後に予告信号を発しない。 |
| **10** | **装備検査** |
| **10.1** | 各艇は、有効な[計測][レーティング]証明書を提示しなければならない。 |
| **10.2** | [DP] 艇は、*＜曜日、日付、時刻＞*からの装備検査に応じられるようにしなければならない。 |
| **10.3** | 艇は、いつでも検査されることがある。 |
| **10.4** | 以下の装備検査、または計測が[行われることがある][行なわれる]。*＜リスト＞* |
| **10.5** | [DP] 艇は、[検査時点][*＜日付、時刻＞*]においても、RRS 78.1に適合していなければならない。 |
| **11** | **衣類と装備** |
| **11.1** | [DP] 競技者の衣類と装備は、RRS 50.1(b)で許されているように、*＜数字＞*kgを超えてはならない。 |
| **12** | **開催地** |
| **12.1** | NoR付属文書*＜文書名＞*に大会開催地の平面図を示す。 |
| **12.2** | NoR付属文書*＜文書名＞*にレース・エリアの位置を示す。 |
| **13** | **コース** |
| **13.1** | [*＜記述＞*][帆走するコースは、次のとおりである。*＜記述＞*] |
| **13.2** | 使用するマークは、次のとおりである。*＜リスト、または表＞* |
| **14** | **ペナルティー方式** |
| **14.1** | [RRS 44.3『得点ペナルティー』が適用される。そのペナルティーは、*＜数値*＞得点とする。][ペナルティーは、次のとおりとする。*＜記述＞*] |
| **14.2** | *＜名称＞*クラスについては、RRS 44.1を変更し、『2回転ペナルティー』を『1回転ペナルティー』に置き換える。 |
| **14.3** | RRS 91(b)に規定されているとおりにインターナショナル・ジュリーを任命する予定である。 |
| **14.4** | プロテスト委員会の決定に対する上告の権利は、RRS 70.3[(a)][(b)][(c)][(d)]に規定されているとおりに否認される。 |
| **15** | **得点** |
| **15.1** | 得点方式は、次のとおりとする。＜記述＞ |
| **15.2** | シリーズの成立には、＜数＞レースを完了することを必要とする。 |
| **15.3** | 艇のシリーズの得点は、レース得点の合計としなければならない。 |
| **15.4** | 艇のシリーズの得点は、最も悪い方から*＜数＞*つ得点を除外したレース得点の合計としなければならない。 |
| **15.5** | (a) 完了したレースが*＜数＞*レース未満だった場合、艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。(b) 完了したレースが*＜数＞*から*＜数＞*レースだった場合、艇のシリーズ得点は、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。(c) 完了したレースが*＜数＞*レース以上だった場合、艇のシリーズ得点は、最も悪い方から2つの得点を除外したレースの得点の合計とする。 |
| **15.6** | RRS A5.3が適用される。 |
| **15.7** | RRS 90.3(e)が適用される。[当該規則の「24時間」の時間制限を「XX時間に」変更する。] |
| **16** | **支援者船** |
| **16.1** | [DP] 支援者船は、*＜記述＞*の標識を付けなければならない。 |
| **17** | **チャーターまたは借用艇** |
| **17.1** | チャーターまたは借用艇は、最初のレースの前にレース委員会が認めた場合、クラス規則に反している国を示す文字やセール番号を付けることができる。 |
| **18** | **停泊** |
| **18.1** | [DP] 艇は、[艇置き場][ハーバー]にある間、指定された場所に保管しなければならない。 |
| **19** | **上架の制限** |
| **19.1** | [DP] キールボートは、レース委員会の事前の書面による許可があり、その条件に従っている場合を除き、大会期間中は上架してはならない。 |
| **20** | **潜水用具とプラスチック・プール** |
| **20.1** | 最初のレースの準備信号から大会終了までの期間、水中呼吸器具、プラスチック・プールまたはそれらに類するものは、キールボートの周辺では使用してはならない。 |
| **20.2** | キールボートは、[大会期間中][*＜日付、時刻＞*から*＜日付、時刻＞*まで]いかなる手段でも喫水線より下を清掃してはならない。 |
| **21** | **データ保護** |
| **21.1** | *＜要件＞* |
| **22** | **リスク・ステートメント** |
| **22.1** | RRS 3には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇にのみある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、不安定な足場でバランスを失うこと、疲労による傷害のリスクの増大などがある。**セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。** |
| **23** | **[NP] 保険** |
| **23.1** | 各参加艇は、インシデント毎に最低*＜金額＞*を補償するか、または同等の、有効な第三者賠償責任保険に加入していなければならない。 |
| **24** | **賞** |
| **24.1** | 賞を次のとおり与える。*＜記述＞* |
| **25** | **問い合わせ先** |
| **25.1** | 問い合わせは、*＜記述＞*に連絡すること。 |